

# 住居表示の概要について

土地の番号(地番)を住所としている地域では、土地の分筆または合筆などによって生じる枝番号の新設や欠番によって住所が分かりづらくなることがあります。

住居表示は、こうした地番を住所としている市街地において、一定の基準により付ける建物の番号を用いて住所とすることで、住所を分かりやすくしようとするものです。

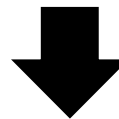
具体的には、住所を表す方法として、

- 町内の字の名称に加え、
- 道路、鉄軌道、河川などによって区切られた区画に付けた符号(街区符号という)と、
- 街区内の建物等に一定の方式によって付ける番号(住居番号という)を

用いて表示します。

例えば、字の名称が字中央から中央1丁目と中央2丁目に変更された場合で、△△番地にある建物が2丁目、街区番号▲、住居番号□に存在する場合

(旧) 埼玉県 南埼玉郡 宮代町 字中央 △△番地

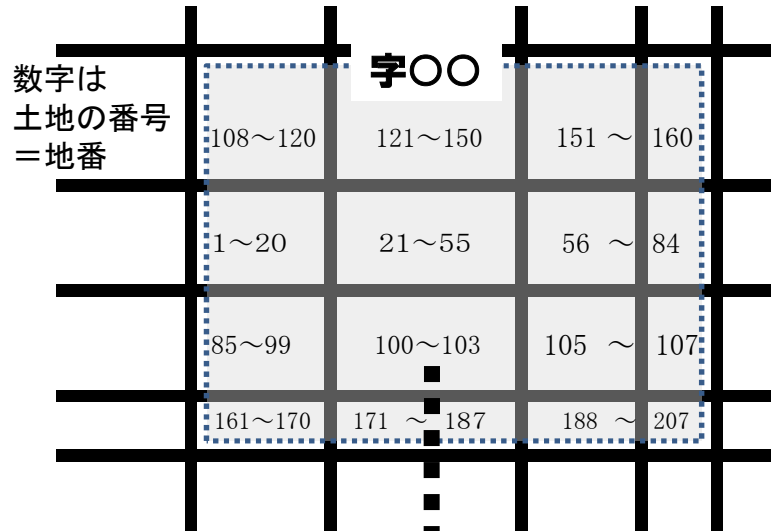


住居表示実施

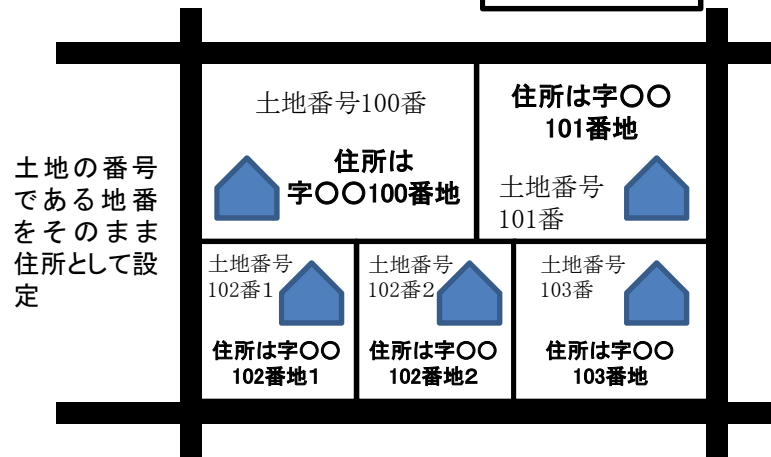
(新) 埼玉県 南埼玉郡 宮代町 中央2丁目 ▲番 □号

# 住居表示(イメージ)

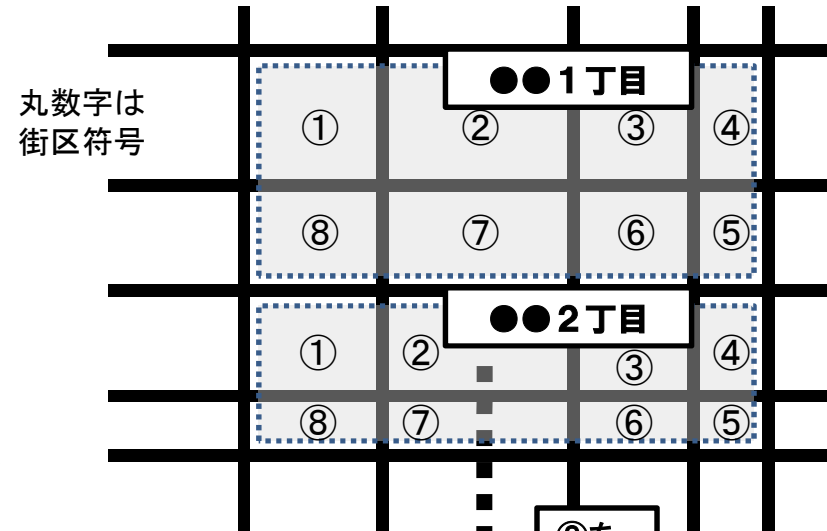
実施前 字〇〇



100~103を  
拡大

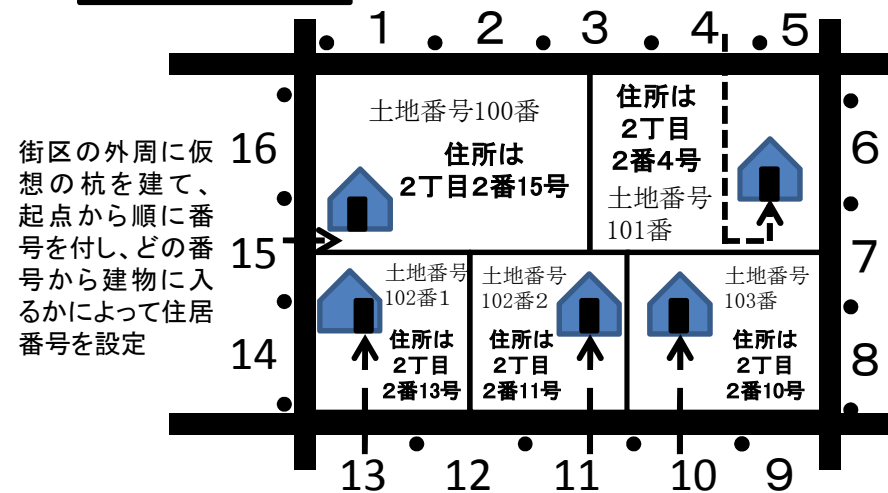


実施後 ●●×丁目



●●2丁目2番

②を  
拡大



# 住居表示の利点・欠点

## ■利点

- 掲示板が整備され、現在地の検索や目的地への案内が容易になる
- 住所が土地の分筆や合筆などの影響を受けなくなる
- 緊急車両や郵便・宅配などの対応がよりスムーズになる

## ■欠点

新しい住所・本籍に変わるため、

- 住所・本籍変更手続きが(住民の方に)生じる
- 本籍地の表示と住所が一致しなくなる

# 住居表示実施後の主な手続き・届出

## 住民の方、法人が行うもの ※住所・本籍変更手続き

### 役場・保健所にて

- 住民基本台帳カード(写真付き)
- 在留カード等
- 障害者手帳
- 各種医療受給者証

### 法務局にて

- 土地、建物等不動産の権利部の所有者の表示変更(区域内に住所を有する者が所有するすべての土地、建物)
- 法人の本支店及び代表者の住所変更

### その他の機関にて

- 運転免許証(本籍含む)
- 車検証
- 厚生年金、社会保険
- 携帯電話・インターネット
- 金融機関
- 生命保険
- クレジットカード
- 免許証、許可証
- 勤務先、学校

※代行費用や手数料など、個人負担が伴う場合もあります。

(以下、参考)

### 役場が行うもの

- 住民基本台帳、戸籍簿
- 国民健康保険被保険者台帳
- 選挙人名簿  
などの住所・本籍地の書き換え

- 保険証などの送付
- NTT、NHK、東京電力などへの連絡

### 法務局が行うもの

- 土地登記簿
- 建物登記簿
- ※表題部の所在欄のみ

# 住居表示の実施状況

## ■宮代町

昭和37年5月に住居表示に関する法律が施行されて以降、11地区で住居表示を実施しました。

昭和40年 4月 百間、中央、宮代、本田1・2・3・4丁目

昭和54年11月 和戸

昭和56年11月 宮代台

昭和57年11月 学園台、本田5丁目

昭和58年11月 笠原

昭和60年 1月 川端

昭和62年 8月 東姫宮

## ■埼玉県における近年の実施状況

土地区画整理事業などの大規模な開発の際に実施しているものが大半で、住宅地として整備されて相当程度の年数が経過した既存住宅地での実施の例はごくわずかです。